

北中城村国土強靱化地域計画

令和2年3月

目次

- 第1章 はじめに・・・P1
- 第2章 本村の地域特性・・・P2
- 第3章 地域強靱化の基本的な考え方・・・P16
- 第4章 脆弱性評価・・・P18
- 第5章 計画の推進と不断の見直し・・・P21

- 【別紙1】 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果・・・P22

- 【別紙2】 国土強靱化・背策ごとの推進方針・・・P45

- 【参考1】 国土強靱化地域計画における村各課取組施策・・・P49

- 【参考2】 村設定リスクシナリオ(31項目)・・・P52

- 【別表】 国土強靱化地域計画（個別事業一覧）・・・P53

1. はじめに

1.1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月 11 日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

基本法は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策の基本となる事項等を定めたものである。その基本理念として、国土強靱化に関する施策の推進は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとし、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして、平成 26 年 6 月、同法第 10 条の規定により「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

基本法第 4 条は、地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すると定めており、また、同法第 13 条は、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるとしている。

これらを踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進する「北中城村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条の規定による「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本村における他の計画等の指針となるものである。

なお、本計画は、基本法第 14 条の規定により基本計画との調和が保たれたものとするともに、本村の「北中城村地域防災計画」及び「北中城村第四次総合計画〈後期基本計画〉」との整合を図るものとする。

2. 本村の地域特性

2.1 本村の位置・地勢・気候・人口等

2.1.1 北中城村の概況

(1) 自然条件

1) 位置

北中城村は、沖縄本島の中部地区に位置し、那覇から北東へ16km離れた、東経127.47度であり、東は中城湾に面し、南側は中城村、宜野湾市に、西側は北谷町、北側は沖縄市に面して、二市二町村に隣り合っている。

2) 面積

面積は11.54k㎡であるが、西側の一部には北谷町にまたがって米軍基地が広がっており、村内の基地面積は1.641k㎡で全面積の約14.2%にあたる。

3) 地形地質

地形は、一部東海岸平地部を除く大部分が丘陵台地で、この台地を更に2つ稜線が東西に走り、それぞれ南北への緩斜面を形成し起伏が多くまとまった平地はない。

地質は、シルト質粘土層（ジャーガル）が大部分を占め、那覇石灰岩層（マージ）、海浜堆積層（イーフ）等多種多様な地質形態をなしている。

河川は、中城村を起点とする普天間川が、本村から宜野湾市を経て、北谷町の海岸から海にそそいでいる。その他に佐阿良川、渡口川がある。

4) 気候

本村の気候は、高温多湿・多雨で、気温の年・日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は23℃前後、年降水量は2,000mm程度である。

自然災害をもたらす主な大気現象は、台風、大雨及び干ばつである。本村を含む沖縄地方は最盛期の台風の通り道にあたっており、平均的に毎年7個強の台風が襲来し、暴風雨、高波などを伴って大きな被害を与えている。また、梅雨期を中心にした大雨による浸水、がけ崩れなどの災害、冬期の低気圧や季節風による海難がある。

(2) 社会的条件

1) 人口

本村の人口は、住民基本台帳における平成31年4月1日現在で男8,381人、女8,979人、総人口17,360人、世帯数は7,153世帯となっている。

2) 建物の状態

平成24年1月1日現在による本村の構造別家屋の状況は、木造528棟（9.9%）、木造以外が4,828棟（90.1%）、総棟数5,356棟（資料：H25年 沖縄県地震被害調査）となっている。

3) 交通事情

北中城村の南北の方向に、西側を国道330号、ほぼ中央部に沖縄自動車道、東側を国道329号が縦断している。東西方向には北側に県道22号線、県道85号線（沖縄環状線）、ほぼ中央部に県道81号線（宜野湾北中城線）、南側に県道146号線が横断し、主要な幹線道路が格子状に村の骨格的な道路網を形成している。また、交通は村内の主要道路が中部圏域から各地域

への通過地点となっていることから、朝夕の通勤時間帯には慢性的な交通渋滞を繰り返している。

2.2 災害の想定

北中城村における気象、地勢、地質等の地域特性によって起こりうる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本とした。

ただし、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771 年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、村内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

2.2.1 風水害

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、本村においても同規模の災害を想定するものとする。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

(1) 台風第 14 号 フェイ

襲来年月日	昭和 32 年 9 月 25 日、26 日
最大風速	47.0m/s
最大瞬間風速	61.4m/s
降水量	70.7mm
死傷者・行方不明者	193 名（うち死者及び行方不明者 131 名）
住宅全半壊	16,091 戸

(2) 第 2 宮古島台風

襲来年月日	昭和 41 年 9 月 5 日
最大風速	60.8m/s
最大瞬間風速	85.3m/s
降水量	297.4mm
傷者	41 名
住宅全半壊	7,765 戸

(3) 平成 15 年台風第 14 号 マエミー

襲来年月日	平成 15 年 9 月 10 日、11 日
最大風速	38.4m/s
最大瞬間風速	74.1m/s
降水量	470.0mm
死傷者	94 名（うち死者 1 名）
住宅全半壊	102 棟（うち全壊 19 棟）

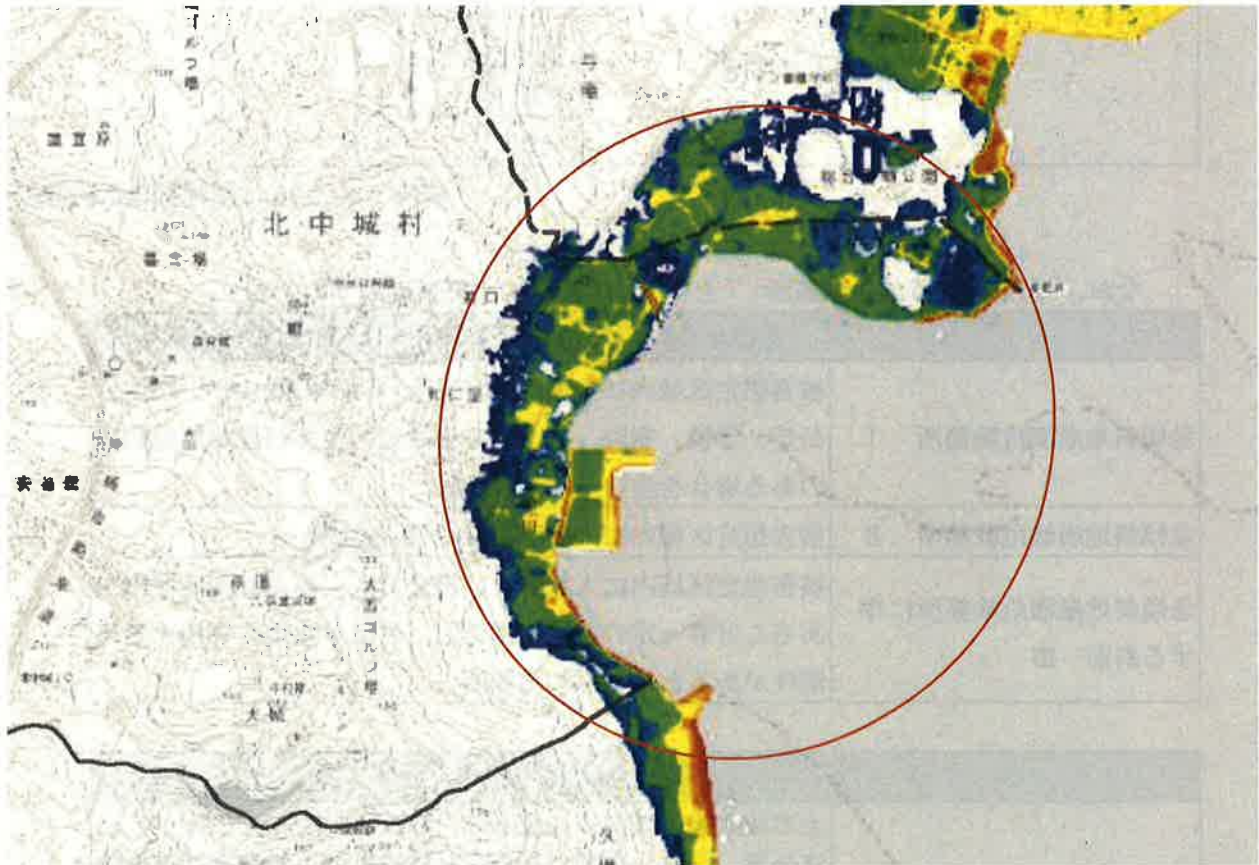
(4) 高潮（浸水想定）

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

■高潮浸水想定の概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では、海岸沿いに広がる低地、本島北部では、海岸や河川に沿って点在する低地が浸水する。

■村内の高潮浸水予想図



資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査

(5) 土砂災害（危険箇所・区域等）

本村の地形は、一部東海岸平地部を除く大部分が丘陵台地で、この台地を更に2つ稜線が東西に走り、それぞれ南北への緩斜面を形成しているという特徴のため、土砂災害警戒区域が指定されている。

■土砂災害警戒区域等指定状況

区分		指定箇所・地区数		
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	I	8	
		II	5	
		III	—	
		合計	13	
	地すべり危険箇所		5	20
	土石流危険溪流	I	1	
		II	—	
		III	1	
		合計	2	

資料：平成 30 年度沖縄県水防計画

なお、「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険溪流」の概要は以下のとおり。

急傾斜地崩壊危険箇所	
急傾斜地崩壊危険箇所 I	被害想定区域内に人家が 5 戸以上（5 戸未満であっても官公庁、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所 II	被害想定区域内に人家が 1～4 戸ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 III	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

土石流危険溪流	
土石流危険溪流 I	土石流危険区域内に人家が 5 戸以上（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流。
土石流危険溪流 II	土石流危険区域内に人家が 1～4 戸ある場合の当該区域に流入する溪流。
土石流危険区域に準ずる溪流 III	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流。

また、本村において、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づく指定区域は、現在 22 箇所（平成 29 年 7 月 7 日現在）が指定されている。

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域指定箇所数

(平成 29 年 7 月 7 日現在)

	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)				土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)			
	急傾斜地の 崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の 崩壊 (未指定)	土石流 (未指定)	地す べり (未指定)	計
指定 箇所数	15	2	5	22	0 (15)	0 (1)	0 (5)	0 (21)

資料：平成 30 年度沖繩県水防計画より作成

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名 称	概 要	講じられる施策
土砂災害警 戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害が発生した 場合、住民等の生命 又は身体に危害が生 ずるおそれがある区 域として、県知事が 指定した区域。危険 の周知、警戒避難体 制の整備が行われ る。	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の恐れのある土地を公示 ・区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載 ・土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布 ・警戒区域内の宅地又は建物の売買にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことを義務づける。
土砂災害特 別警戒区域 (レッドゾ ーン)	土砂災害が発生した 場合、建築物に損壊 が生じ、住民等の生 命又は身体に著しい 危害が生じるおそれ がある区域として、 県知事が指定した区 域	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅宅地分譲や避難行動要支援者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 ・建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保） ・著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告 ・宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地または建物の売買等にあたり、特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことを義務付け。

2.2.2 地震及び津波の被害想定

沖縄県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

沖縄県地震被害想定調査では、県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から 20 の想定地震を設定し、被害予測を行っている。すべての地震で震度 6 弱以上と予想された。

このうち、本村において相対的に大きな被害が予測された 12 の地震の概要を、次に示すとおりである。

■地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6 強）
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6 弱）
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6 強）
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い（6 弱）
沖縄本島南東沖地震 3 連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6 強）
八重山諸島南方沖地震 3 連動	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6 強）
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い（6 強）

資料：沖縄県地震被害想定調査（平成 25 年度）より作成

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、「各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害」である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンとした。

(3) 予測結果の概要

村内の被害予測について、死者数は、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く(90人)、次いで沖縄本島南東沖地震(約79人)となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、石川-具志川断層系による地震のケースが最大(8人)である。

建物被害(全壊)についても、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く(1,217棟)、次いで沖縄本島南東沖地震(953棟)となり、その多くが津波によるものである。

また、津波のない想定では、石川-具志川断層系のケースが最大(586棟)である。

ライフラインについては沖縄本島南部スラブ内地震の被害が最も多く、断水人口は15,662人、停電軒数は3,893軒に上る。

各想定地震の被害量は、次表のとおりである。

村内における地震・津波被害量予測一覧

想定地震			沖縄本島南部断層系による地震	伊祖断層系による地震	石川-具志川断層系による地震	沖縄本島南部スラブ内地震	八重山諸島南東沖地震	沖縄本島南東沖地震	沖縄本島東方沖地震	久米島北西沖地震	沖縄本島北西沖地震	沖縄本島南東沖地震3連動	八重山諸島南方沖地震3連動	沖縄本島北部スラブ内地震	一律地震動による地震		
想定項目																	
建物被害	全壊棟数(棟)	揺れ	82	250	490	452	3	116	112	13	7	382	9	241	175		
		液状化	26	71	76	76	22	76	76	72	22	76	25	76	76		
		土砂災害	11	17	17	17	0	14	14	10	10	10	10	17	17		
		津波	0	0	0	0	0	743	540	0	0	737	0	0	0		
		地震火災	1	2	3	3	0	4	4	1	0	5	0	2	2		
		合計	120	340	586	548	25	953	747	96	39	1,217	44	336	270		
建物被害	半壊棟数(棟)	揺れ	355	712	1,039	1,003	47	371	385	96	89	764	92	701	580		
		液状化	33	90	96	96	28	62	71	91	28	59	31	96	96		
		土砂災害	25	40	40	40	0	33	33	24	24	40	24	40	40		
		津波	0	0	0	0	0	137	251	0	0	91	0	0	0		
		地震火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		合計	413	843	1,175	1,139	75	602	740	212	141	955	148	837	716		
人的被害	死者数(人)	建物倒壊	1	3	6	6	0	1	1	0	0	5	0	3	2		
		土砂災害	1	2	2	2	0	1	1	1	1	2	1	2	2		
		津波	0	0	0	0	0	77	55	0	0	84	0	0	0		
		地震火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		ブロック塀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		合計	2	4	8	7	0	79	57	1	1	90	1	4	3		
	人的被害	負傷者数(人)	建物倒壊	78	171	272	259	9	86	88	19	17	204	18	168	134	
			土砂災害	1	2	2	2	0	2	2	1	1	2	1	2	2	
			津波	0	0	0	0	0	987	915	0	0	993	0	0	0	
			地震火災	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	
			ブロック塀	3	6	8	12	1	6	6	2	2	11	2	8	7	
			合計	79	173	274	261	9	1,075	1,004	20	18	1,199	19	170	136	
	人的被害	重傷者数(人)	建物倒壊	8	25	49	45	0	11	11	1	1	38	1	24	17	
			土砂災害	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	
			津波	0	0	0	0	0	337	312	0	0	339	0	0	0	
			地震火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			ブロック塀	1	2	3	5	0	2	2	1	1	4	1	3	3	
			合計	9	26	50	46	1	349	324	2	2	379	2	25	19	
人的被害	軽傷者数(人)	建物倒壊	69	146	223	214	8	75	77	18	16	166	17	144	117		
		土砂災害	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1		
		津波	0	0	0	0	0	651	603	0	0	654	0	0	0		
		地震火災	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0		
		ブロック塀	2	3	5	7	1	4	4	1	1	6	1	5	4		
		合計	70	147	224	215	8	726	681	19	17	820	17	145	118		
人的被害	要救助者数(人)	地震	25	75	148	137	1	35	34	4	2	115	3	73	53		
		津波に伴う要捜索者数(人)	0	0	0	0	0	143	133	0	0	142	0	0	0		
ライフライン被害	水道	上水道	断水人口(人)	直後	4,125	11,295	14,614	15,662	161	13,222	13,011	1,305	645	15,616	790	14,937	14,244
			1日後	3,787	10,780	14,357	15,533	161	12,867	12,643	1,160	580	15,475	709	14,695	13,954	
			1週間後	3,095	7,783	12,149	14,324	48	10,557	10,218	467	226	14,183	274	12,584	11,666	
		下水道	支障人口(人)	直後	1,402	1,606	1,680	1,733	934	1,768	1,666	1,259	1,932	1,225	1,606	1,606	
			1日後	1,183	1,355	1,420	1,463	787	1,570	1,464	1,063	1,058	1,711	1,058	1,355	1,355	
			1週間後	426	490	512	529	284	900	769	383	383	946	383	490	490	
	電力	停電軒数(軒)	直後	752	2,696	4,072	3,893	0	5,180	4,192	0	0	6,924	0	2,703	2,311	
			1日後	56	206	300	281	0	2,474	1,832	0	0	2,621	0	206	169	
			1週間後	0	0	0	0	0	2,259	1,643	0	0	2,257	0	0	0	
		通信施設	不通回線数(回線)	直後	214	776	1,183	1,130	0	2,029	1,661	0	0	2,460	0	776	664
			1日後	198	712	1,092	1,039	0	1,921	1,568	0	0	2,313	0	718	610	
			1週間後	27	107	161	155	0	833	630	0	0	889	0	107	91	
	都市ガス	支障戸数(戸)	直後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			1日後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			1週間後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交通施設被害	道路	道路(箇所)	6	7	8	8	3	7	7	5	5	9	5	7	7	
			道路施設(箇所)	2	2	3	3	0	3	3	3	1	3	1	3	3	
			港湾・漁港	1	1	2	2	0	2	2	0	0	3	0	2	1	
生活機能支障		物資不足量	食料(食)	1~3日	0	0	0	2,447	0	12,821	8,809	169	0	15,062	0	552	918
			4~7日	3,312	12,411	16,557	20,868	0	30,947	28,987	1,766	417	37,463	497	17,026	15,381	
			飲料水(湯)	1~3日	19,149	58,254	73,089	93,884	0	76,670	72,915	4,171	0	94,196	1,624	85,752	81,254
避難者	避難所内(人)	1日後	293	734	1,143	1,112	44	4,127	3,955	198	98	4,595	97	735	611		
		1週間後	1	3	5	4	0	8	8	1	0	10	0	3	2		
		1ヶ月後	0	0	0	0	0	8	8	0	0	8	0	0	0		
	避難所外(人)	1日後	155	373	587	557	30	2,064	1,981	100	52	2,298	51	369	305		
		1週間後	377	1,210	1,861	2,087	31	2,210	2,036	139	70	2,819	84	1,763	1,613		
		1ヶ月後	119	553	1,087	1,781	15	1,298	1,139	50	26	2,015	28	1,042	923		
避難行動要支援者(人)	避難行動要支援者(人)	1日後	103	249	391	371	20	1,065	1,024	67	35	1,217	34	246	204		
		1週間後	377	1,210	1,861	2,087	31	1,298	1,261	139	70	1,798	76	1,763	1,613		
		1ヶ月後	277	1,289	2,537	4,155	35	3,029	2,658	117	61	4,701	66	2,431	2,153		

資料：沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）より作成

(4) 県下一律の直下型地震について

(1) の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、本村の直下でマグニチュード 6.9 の地震が発生したことを想定した場合、軟弱な地盤をもつ本村では震度 6 弱の揺れが予測されるとともに、沖積低地である本村東部地区において、液状化危険度が非常に高くなることが予測される。

2.2.3 津波の浸水想定

(1) 津波浸水想定

本村の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

1) 切迫性の高い津波

沖縄県は、これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度) の想定モデルのうち、本村に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成 18・19 年度) 津波浸水想定モデル一覧

(本村に関わりのあるモデル)

	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
沖縄本島南東沖 (D01W)	80km	40km	4m	7.8
沖縄本島南西沖 (H9RF)	80km	40km	4m	
久米島南東沖 (C02)	80km	40km	4m	

資料：「沖縄県津波・高潮被害想定調査」より作成

次に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

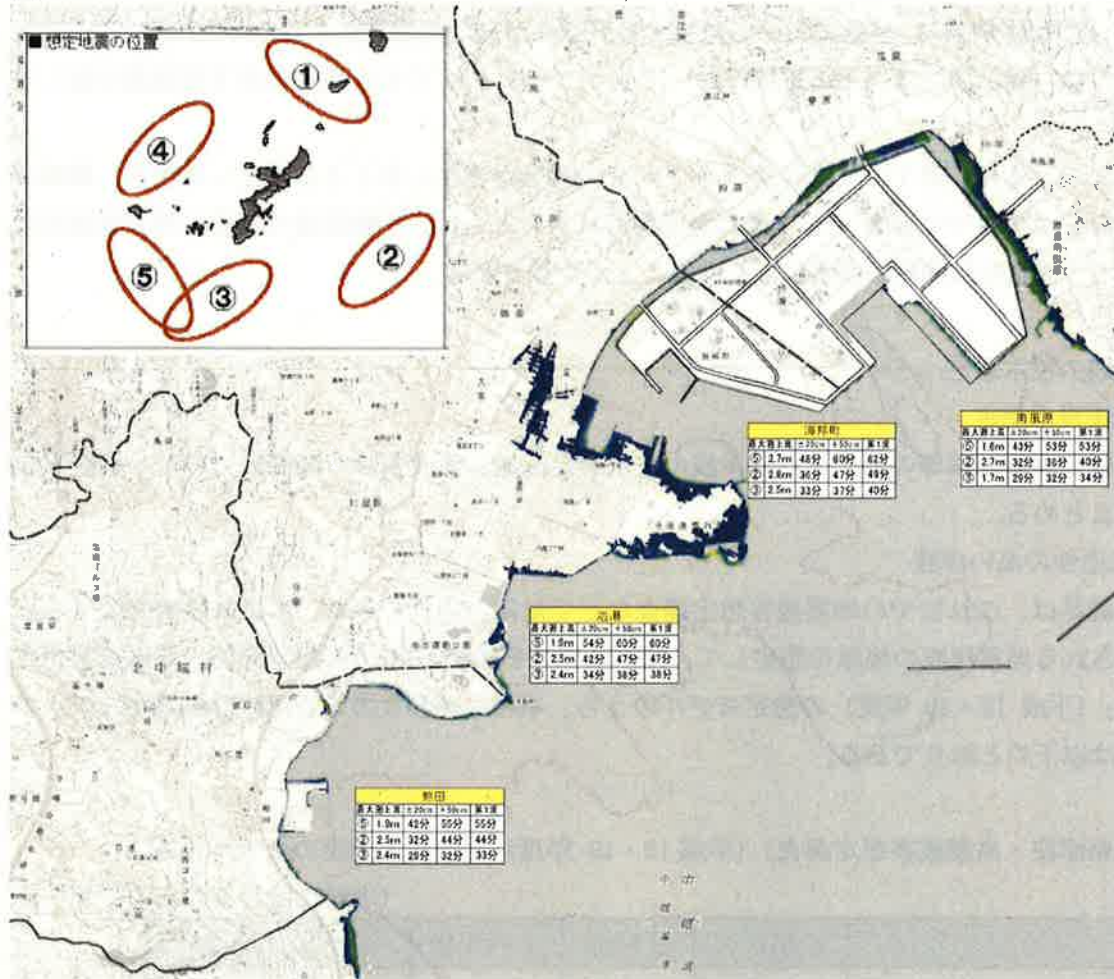
影響開始時間：海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化

(±20cm と ±50 cm) が生じるまでの時間

津波到達時間：地震発生から、津波第 1 波のピークが海岸に到達する時間

最大遡上高：津波が到達する最も高い標高

■平成 18 年度 津波浸水想定結果（北中城村付近）



熱田			
最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間
⑤ 1.9m	42分	55分	55分
② 2.5m	32分	44分	44分
③ 2.4m	29分	32分	33分

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成 18・19 年度）

2) 最大クラスの津波

「沖縄県津波被害想定調査」(平成 24 年度)において、平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成 24 年度)の想定モデルにおいて示されている津波浸水想定モデルのうち、本村に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は以下のとおりである。

また、次のページに、津波浸水想定結果を示す。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」(平成 24 年度)津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3 連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

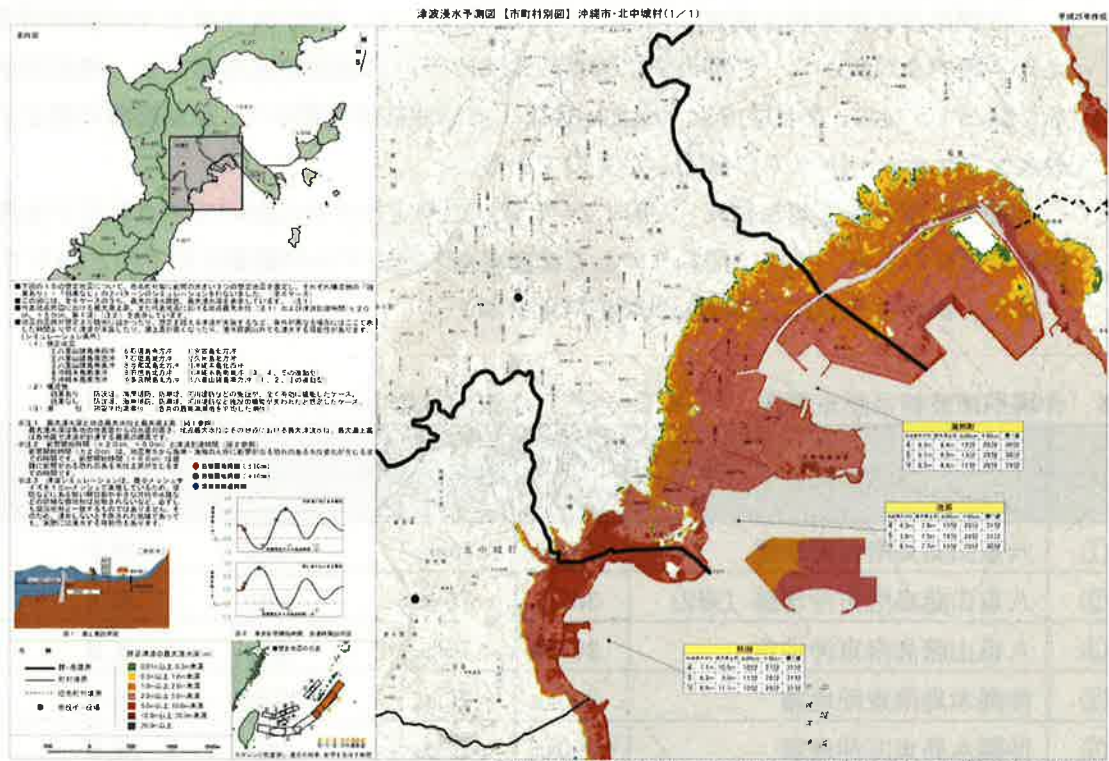
※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ② ⑥ ⑦は、1771 年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

資料：沖縄県津波被害想定調査(平成 24 年度)

■「沖縄県津波被害想定調査」(平成25年3月)の津波浸水予測図(北中城村付近)



資料：沖縄県津波被害想定調査(平成25年3月)

熱田					
地点最大水位	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間	
④	7.1m	10.5m	10分	27分	31分
⑤	6.3m	9.0m	11分	26分	31分
⑭	6.9m	11.1m	10分	26分	31分

3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20 m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70 km	20 m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70 km	20 m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20 km	20m	7.8
			15km	10 km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30 km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑯	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70 km	20m	9.0
			175km	70 km	20m	
			300km	70 km	20m	

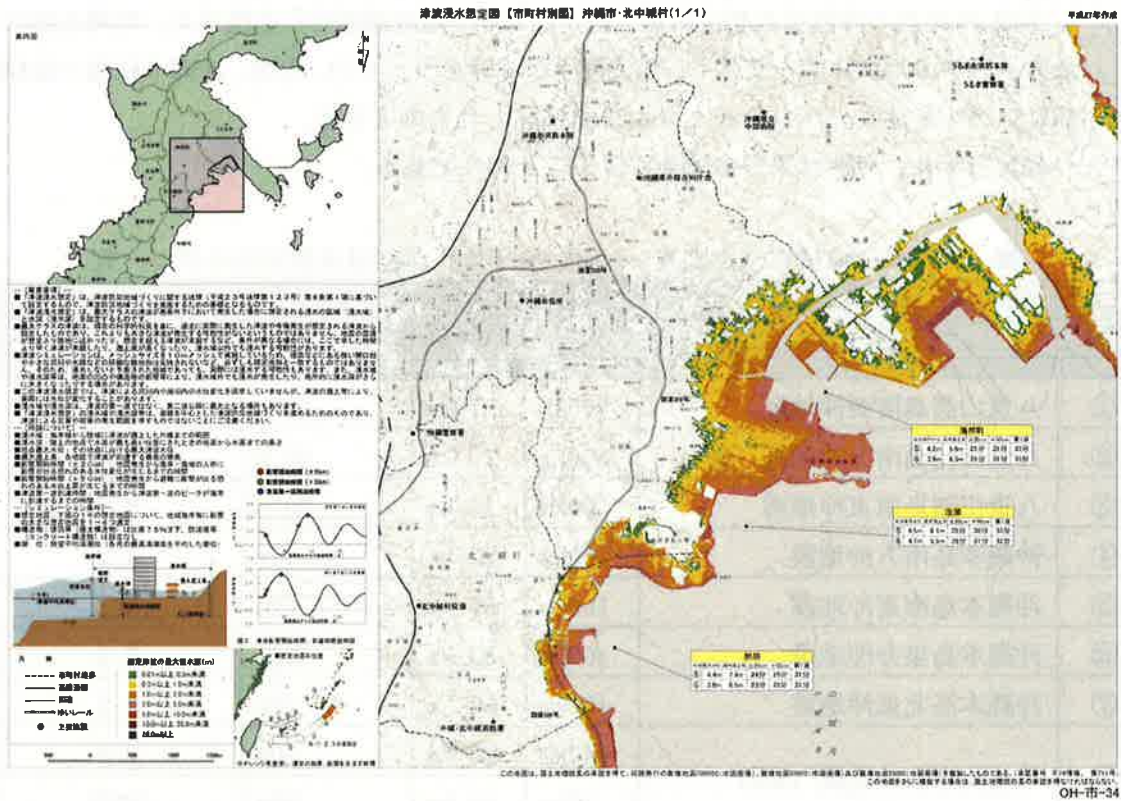
※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771 年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

資料：沖縄県津波被害想定調査（平成 26 年度）

■「沖縄県津波被害想定調査」(平成 26 年度) の津波浸水予測図 (北中城村付近)



資料：沖縄県津波被害想定調査 (平成 26 年度)

熱田					
地点	地点最大水位	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間
⑤	4.4m	7.4m	24分	29分	31分
⑥	3.8m	6.5m	23分	29分	31分

3. 地域強靱化の基本的な考え方

3.1 基本目標

いかなる災害等の発生に対しても、以下の①～④を基本目標とし、地域強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 村の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3.2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、以下のとおり①～⑧の事前に備えるべき目標を定める。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3.3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本村の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 村内各地域の特性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域を活性化し、個性と活力にあふれる持続可能な発展につなげていく視野を持つこと。
- ④ 本村の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「互助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

4. 脆弱性評価と地域強靱化の推進方針

地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、それに基づき本計画の施策を定めることとする。

4.1 評価の枠組み及び手順

本計画においては、第2章の本村の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本村に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

4.2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、その妨げになるものとして、沖縄県国土強靱化地域計画及び本村の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、次の表4-1のとおり31の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

表 4-1 31の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地および避難所における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4.3 評価の実施手順

31の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)ごとに、それを回避するための施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。

4.4 評価結果と地域強靱化の推進方針のポイント

評価結果は、別紙1、別紙2のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、充当できる財源に限りがあること等を踏まえ、訓練や啓発などのソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

(3) 国・県・民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、村だけではなく、国、県、民間事業者、NPO、村民など多岐にわたる。村以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化及び民間事業者等に対する適切な支援が不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

5. 計画の推進と不断の見直し

5.1 他の計画等の必要な見直し

本計画は、本計画以外の地域強靱化に関する村の計画等の指針となるべきものであり、本計画を基本として、地域強靱化に係る村の他の計画について必要に応じて見直しや改善を行う。

5.2 本計画の進捗管理と不断の見直し

地域強靱化は、第4章で示した脆弱性評価において想定した31の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれを回避することを企図して本計画を定め、これを基本に地域強靱化に係る他の計画等について必要に応じ見直しを図りながら、様々な施策を展開していくものである。

また、脆弱性評価の結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに各課連携のもとで施策を実行していくことが極めて重要であり、その際、施策の進捗等に応じて本計画を見直していく必要がある。

このため、各施策を実施するとともに、施策の進捗状況の把握等を行うこととし、施策等の点検・評価を行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行う。

このような企画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAサイクルを確立し、計画の効果的な推進を図る。

また、今後の社会経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに本計画の内容の見直しを行うこととする。

なお、本村の「北中城村地域防災計画」及び「北中城村第四次総合計画<後期基本計画>」は、地域強靱化の視点も踏まえた総合的な計画であり、本計画と同様に指針性を有し、分野ごとに施策の進捗を管理していることから、本計画と同じ方向を向くよう整合性を図る必要があるため、本計画の進捗管理については、「北中城村地域防災計画」及び「北中城村第四次総合計画<後期基本計画>」のPDCAサイクルとの整合を図るものとする。

【別紙1】

リスクシナリオごとの脆弱性評価と地域強靱化の推進方針

1. 直接死を最大限防ぐ

【起きてはならない最悪な事態】

- 1 住宅地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び火災等による多数の死傷者の発生
- 2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
- 3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
- 4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態
- 5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

1.1 地盤・土木施設等の対策（実施主体：関係各課、県）

各種の地震災害から村土を保全し、村民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業推進を図る。

(1) 地盤災害防止事業の促進（実施主体：関係各課）

地震による液状化現象等の地盤災害を念頭にした市街地開発等による今後の地盤災害防止に取り組む。

(2) 砂防事業の促進への協力（実施主体：県）

村内には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所が存在する。地震発生に伴い、土砂崩壊や地すべり等が発生する恐れがあることから県が行う砂防事業を促進することへ協力する。

(3) 道路施設整備事業の促進（実施主体：建設課）

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を発揮するため、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(4) 農地防災事業の促進（実施主体：農林水産課）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ^o等による適切な情報提供に努める

(5) 海岸保全施設対策への協力（実施主体：県）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進することとなっており、村は、県が行う対策を推進するよう要請し協力する。

(6) 上水道施設災害予防対策（実施主体：上下水道課、中城北中城消防本部）

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように上水道施設（管路、配水池、ポンプ設備等）の耐震化計画を作成し、計画的な耐震化の整備を図る。また、災害時における対応に万全を期すよう、危機管理マニュアル等を策定するとともに、応急給水設備（応急復旧用資機材、埋設型貯水槽、給水タンク、給水袋等）の配備について、当村に適した手法を検討し、その整備を進める。

(7) 下水道施設災害予防対策（実施主体：上下水道課、総務課）

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように新設する下水道施設（管路、ポンプ設備等）での耐震対応資機材の導入や、既設施設においても耐震化への改良を計画的に進めるほか、避難所等におけるマンホールトイレ対応について、関係部署と連携し、排水施設の整備や必要となる資機材の確保を図る。

また、災害時における対応に万全を期すよう、危機管理マニュアル等を策定するとともに、応急復旧用資機材の配備について、当村に適した手法を検討し、その整備を進める。

(8) 高圧ガス災害予防対策への協力（実施主体：県）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、公安委員会、村及び（社）沖縄県高圧ガス保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底への協力を図る。

(9) 電力施設及び電気通信施設応急対策（実施主体：沖縄電力株式会社）

沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により電力施設に関する災害応急対策を実施する。

(10) 通信施設災害予防（総務課、各電気通信事業者）

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生又は発生のおそれがあると認めるとき、NTT 西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施する。村及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(11) 通信施設の優先利用等の事前措置（実施主体：総務課）

村は、県及び関係機関とともに、通信施設の優先利用（災害対策基本法第 57 条）及び優先使用（同法第 79 条）について、最寄りの NTT 西日本、NTT ドコモ九州支店、放送局等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。また、村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼する。

1.2 都市基盤の整備（実施主体：関係各課）

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進する。

(1) 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：建設課）

地震被害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を推進する。また、基地返還跡地等今後大規模な開発が見込まれる地域においては、エネルギーの多様化や自立分散型エネルギーの導入に加えて、それぞれのエネルギーを融通可能な面的な利用が促進できるように災害時業務継続地区（BCD）の構築を図る。

(2) 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：関係各課）

道路、公園、河川、港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する

(3) 地震火災の予防（実施主体：関係各課、中城北中城消防本部）

地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、建築物の不燃化を推進する。また、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止

を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。耐震性貯水槽等の消防水利の整備や防災拠点関係施設の整備を計画的に推進し、消防・避難・救助活動の円滑な活動の実施を図る。

(4) 津波に強いまちの形成（実施主体：関係各課）

津波に強い都市構造化を図るため、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

1.3 災害に強い環境整備（実施主体：総務課、関係各課）※総合計画（後期基本計画）

防災対応庁舎をはじめとし、避難場所、避難経路、備蓄倉庫の整備など、都市基盤整備と連携しながら津波・土砂災害に強い環境整備を図る。

1.4 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

(1) 建築物の耐震化の促進（総務課、建設課、教育総務課、生涯学習課）

村は、庁舎や消防施設をはじめ、学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物の耐震性を確保する。

(2) ブロック塀対策（実施主体：建設課、農林水産課、県）

本村では、台風の強い風をよける意味もあってブロック塀や石垣が多数設置されており、それらの倒壊による被害を防止するための対策を実施検討する。

1.5 危険物等の対策

(1) 危険物災害の予防（実施主体：総務課、中城北中城消防本部）

危険物施設等に対する指導、危険物運搬車両に対する指導、保安教育の実施、危険物施設等の予防に取り組む。

(2) 毒物劇物災害予防計画（実施主体：総務課）

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えた予防対策の徹

底を図る。

(3) 火薬類災害予防計画（実施主体：総務課）

村は、地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、警察本部、第十一管区海上保安本部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等と相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図る。

1.6 防災訓練計画

(1) 防災訓練（実施主体：総務課、関係各課）

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、村、県、防災関係機関及び村民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

(2) 総合防災訓練（実施主体：総務課、関係各課）

村は、県との連携のもと、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、村全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

また、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

1.7 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施する。

(1) 防災意識の普及・宣伝（実施主体：総務課、教育総務課）

村防災計画の概要や地震津波の知識及び地震災害時の心得などについて広報し、常に住民の理解と認識を深めるように努める。

(2) 個別防災教育の推進（実施主体：総務課、教育総務課）

各防災関係機関は、地域住民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、防災知識の徹底を図る。

(3) 災害教訓の伝承（実施主体：総務課、教育総務課）

村は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種

資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。また、村民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努める。

1.8 自主防災組織育成計画（実施主体：総務課）

地震・津波への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図る。

（1）住民の防災意識の向上

村は、住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組む。

1.9 自助・互助・共助・公助による地域防災力の向上（実施主体：総務課、福祉課、関係各課）※総合計画（後期基本計画）

村は、パンフレット、災害危険区域予測図（ハザードマップ）等による防災意識の普及啓発と、避難場所、避難ルートの認知徹底に努める。自主的な防災組織の立ち上げを推進するとともに、防災公園の活用促進や防災訓練等の支援に努める。常時より、高齢者や障がい者、外国人、乳幼児など避難行動要支援者の見守り体制づくりを進め、災害時に情報提供や避難誘導、救急、救助ができる地域ネットワークの体制強化を図る。

「大規模災害時における地域防災協定」による防災訓練を実施することで、地域防災の向上に努める。災害時における他市町村・県、その他関係機関との協力体制など広域的に対応できる体制の整備を図る。

1.10 地区防災計画の普及等（実施主体：総務課）

（1）地区防災計画の普及

村は、各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

1.11 活動体制の確立（実施主体：総務課）

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

（１）職員の防災対応力の向上

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。また、防災に関する記事、レポート等を全ての課に配付するとともに、村広報誌に防災関係記事を掲載し、職員及び村民の防災への理解を深める。

防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。また、各担当班における配備要員は、応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修実施に取り組む。

また、村は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

（２）物資及び資機材の確保体制の充実

村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

島嶼地域である本県においては、本土と比較しエネルギー調達の制約を受けやすいことから、災害時における医療活動・行政機能の継続及び経済活動維持を目的とした石油やLPガスに限らず液化天然ガス等を含めたエネルギーの多様化を積極的に推進する。

（３）応援体制の強化

被害が甚大で村及び県において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。村は、平時より連絡・応援体制の強化を図る。

（４）交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後対策を推進する。

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要であるため、広報広聴体制を早急に整える。

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、各自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進する。

また、非常時における活動維持を視野に入れたエネルギーの多様化を積極的に推進する。さらに、ライカム地区を広域防災拠点として整備を進める。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

村は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画（BCP）を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、業務を継続して行うための各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

加えて、非常時における活動維持を視野に入れたエネルギーの多様化を積極的に図る。

1.12 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務課）

(1) 津波避難計画の策定

村は、県が策定する津波避難計画策定指針及び村で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、本村の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努める。

(2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等

も想定した内容とする。

1.13 津波危険に関する啓発（実施主体：総務課、教育総務課）

（１）村における対策

村は、住民等を対象に津波危険に関する啓発・普及を繰り返し行う。

（２）広報・教育・訓練の強化

村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。また、村は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の津波防災への理解向上に努める。

1.14 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務課）

村は、本村の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図る。

（１）危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。

村は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備する。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

（２）監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

避難距離の長い避難ルートの見直し、避難ルート・避難場所案内板の設置、津波避難ビルとの協定締結、津波避難場所の指定・整備、津波避難困難地域の解消等に向けた整備に取り組む。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

【起きてはならない最悪な事態】

- 1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による水・食料等の供給不足
- 5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 6 被災地および避難所における疫病・感染症等の大規模発生

2.1 消防職員等の確保（実施主体：総務課、中城北中城消防本部）

（1）消防職員の確保

消防職員は消防活動の中核を担っているため、村は、消防職員数の確保に努める。

2.2 企業防災の促進（実施主体：総務課、企画振興課）

（1）事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、石油・プロパン(LP)ガス・液化天然ガス(LNG)等の備蓄可能な燃料の確保の他、高効率コージェネレーション、燃料電池、蓄電池、再生可能エネルギー等の自立分散エネルギーの導入を検討する。また、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（実施主体：関係各課）

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。そこで、各々について以下の対策を講じる。

(3) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

住民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるための対策を積極的に推進する。

(4) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

村は、被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うための対策を推進する。

2.4 消防防災ヘリコプターの臨時離発着場整備の検討（実施主体：総務課）

地震等の大規模災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

そこで、村においては、消防防災ヘリコプター臨時離発着場の整備について、県と連携を図ることを検討する。

(1) 被害情報の収集補助・協力

震度4以上の地震等大規模な災害が発生した場合、直ちに出勤を要請し被災地上空からの映像を直接災害対策本部室に電送する作業に協力する。

(2) 物資や防災要員の輸送補助・協力

緊急に輸送が必要な物資や防災要員を現地に迅速に輸送する活動を補助・協力するための中継基地の整備を検討する。

(3) 負傷者の搬送・協力

後方医療施設に搬送が必要な負傷者を迅速に搬送する活動を補助・協力するための中継基地の整備を検討する。

(4) 空中消火活動

消防車等の進入困難地域や広範囲な火災に迅速に対応する。

なお、運用を円滑に行うために、消防職員の訓練・研修、ヘリコプター臨時離発着場の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。

2.5 消防、緊急体制の拡充（実施主体：総務課、関係各課）※総合計画（後期基本計画）

中城北中城消防本部との連携を図り、住民の安全安心を確保できる体制強化を図る。また、AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた各種救急講習の普及・啓発を図る。災害やパンデミック*などを想定し、医療機関や関係機関と連携し救急医療体制の強化を図る。

*パンデミック：限られた期間に、ある感染症が世界的に大流行すること

2.6 要配慮者の安全確保計画（実施主体：福祉課）

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定や村への登録など、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園、及び保育園（保育所）における要配慮者の安全を図る。

(2) 在宅で介護を必要とする住民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。したがって、関係機関の連携等により、在宅介護者等の安全確保に努める。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者

の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

2.7 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（実施主体：企画振興課）

村、(一社)北中城村観光協会、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

避難標識等の整備、普及、観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備、観光関連施設の耐震化促進、帰宅困難な観光客に対する帰宅支援体制の整備に取り組む。

(2) 外国人の安全確保

村は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

(3) 観光危機管理体制の整備

村は、観光危機管理を促進するための指導者等を育成するとともに、県及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

また、村は、県及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。危機発生時には、村、県、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、(一社)北中城村観光協会等の観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

2.8 建築物の対策（「1.4」再掲）

2.9 防災訓練計画（「1.6」再掲）

2.10 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画（「1.7」再掲）

2.11 自主防災組織育成計画（実施主体：総務課）（「1.8」再掲）

-
- 2.12 自助・互助・共助・公助による地域防災力の向上（実施主体：総務課、福祉課、関係各課）※ 総合計画（後期基本計画）（「1.9」再掲）
 - 2.13 地区防災計画の普及等（実施主体：総務課）（「1.10」再掲）
 - 2.14 活動体制の確立（実施主体：総務課）（「1.11」再掲）
 - 2.15 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務課）（「1.12」再掲）
 - 2.16 津波危険に関する啓発（実施主体：総務課、教育総務課）（「1.13」再掲）
 - 2.17 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務課）（「1.14」再掲）

3 必要不可欠な行政機能は確保する

【起きてはならない最悪な事態】

- 1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
- 2 村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3.1 初動体制の強化（実施主体：総務課）

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。村は、以下の6つの点を重点に初動体制の強化を図る。

（1）職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるための対策を図る。

（2）災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するための対策を推進する。

（3）災害情報の収集・伝達体制の充実

村は、被害情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するための対策を推進する。

（4）情報分析体制の充実

村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

（5）災害対策実施方針の備え

村は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

（6）複合災害への備え

村は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部

への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

3.2 防災訓練計画（「1.6」再掲）

3.3 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画（「1.7」再掲）

3.4 地区防災計画の普及等（実施主体：総務課）（「1.10」再掲）

3.5 活動体制の確立（実施主体：総務課）（「1.11」再掲）

3.6 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務課）（「1.12」再掲）

3.7 津波危険に関する啓発（実施主体：総務課、教育総務課）（「1.13」再掲）

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

【起きてはならない最悪な事態】

- 1 電力供給停止等による防災・災害対応に必要な情報通信インフラの麻痺・機能停止等での対策本部機能の機能不全
- 2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 4.1 初動体制の強化（実施主体：総務課）（「3.1」再掲）
- 4.2 消防防災ヘリコプターの臨時離発着場整備の検討（実施主体：総務課）（「2.4」再掲）
- 4.3 消防、緊急体制の拡充（実施主体：総務課、関係各課）※総合計画（後期基本計画）（「2.5」再掲）
- 4.4 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務課）（「1.14」、「2.17」再掲）
- 4.5 災害に強い環境整備（実施主体：総務課）※総合計画（後期基本計画）

新規市街地での地域防災無線の拡充および難聴地域の解消に努め、IP無線など情報伝達手法の多様化に対応し、災害時における迅速な情報提供が行える環境整備を図る。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

【起きてはならない最悪な事態】

- 1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済活動の低下
- 2 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止による甚大な影響
- 3 食料等の安定供給の停滞

5.1 危険物等の対策（「1.5」再掲）

5.2 企業防災の促進（実施主体：総務課、企画振興課）（「2.2」再掲）

5.3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（実施主体：関係各課）（「2.3」再掲）

5.4 消防防災ヘリコプターの臨時離発着場整備の検討（実施主体：総務課）（「2.4」再掲）

5.5 消防、緊急体制の拡充（実施主体：総務課、各関係課）※総合計画（後期基本計画）（「2.5」再掲）

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【起きてはならない最悪な事態】

- 1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
- 2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等による用水供給の途絶
- 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
- 4 地域交通網の交通インフラが分断される事態

6.1 都市基盤の整備（実施主体：関係各課）（「1.2」再掲）

6.2 企業防災の促進（実施主体：企画振興課）（「2.2」、「5.2」再掲）

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

【起きてはならない最悪な事態】

- 1 住宅地の大規模火災の発生沿線・沿道の建物倒壊に伴う直接的な被害及び交通麻痺
- 2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 3 有害物質の大規模拡散・流出による村域及び周辺の荒廃
- 4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
- 5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

7.1 地盤・土木施設等の対策（実施主体：関係各課、県）（「1.1」再掲）

7.2 都市基盤の整備（実施主体：関係各課）（「1.2」再掲）

7.3 危険物等の対策（「1.5」再掲）

7.4 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（実施主体：企画振興課）（「2.7」再掲）

7.5 防災訓練計画（「1.6」、「2.9」再掲）

7.6 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画（「1.7」、「2.10」再掲）

7.7 地区防災計画の普及等（実施主体：総務課）（「1.10」、「2.13」再掲）

7.8 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務課）（「1.12」、「2.15」再掲）

7.9 津波危険に関する啓発（実施主体：総務課、教育総務課）（「1.13」、「2.16」再掲）

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【起きてはならない最悪な事態】

- 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 2 道路啓開等の復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
- 4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8.1 災害ボランティア活動環境の整備（実施主体：福祉課、教育総務課、生涯学習課、村社会福祉協議会）

（1）ボランティア意識の醸成

村及び県は、ボランティア精神の芽を育てるために、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れを図る。また、村及び村社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

（2）ボランティアの育成等

村は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び村社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努める。また、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、専門ボランティアを平時から登録し、把握に努める。日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

（3）ボランティア支援対策

村は、県・村社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておく。

8.2 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（実施主体：企画振興課）（「2.7」、「7.4」再掲）

-
- 8.3 防災訓練計画（「1.6」、「2.9」、「7.5」再掲）
 - 8.4 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画（「1.7」、「2.10」、「7.6」再掲）
 - 8.5 自主防災組織育成計画（実施主体：総務課）（「1.8」再掲）
 - 8.6 自助・互助・共助・公助による地域防災力の向上（実施主体：総務課、福祉課、関係各課）※総合計画（後期基本計画）（「1.9」再掲）
 - 8.7 地区防災計画の普及等（実施主体：総務課）（「1.10」再掲）
 - 8.8 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（実施主体：関係各課）（「2.3」再掲）
 - 8.9 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務課）（「1.12」再掲）
 - 8.10 津波危険に関する啓発（実施主体：総務課、教育総務課）（「1.13」再掲）

1. 【別紙2】 リスクシナリオごとの脆弱性評価と地域強靱化の推進方針

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村士の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none"> ・危険性のある既設ブロック塀の撤去を進める。 ・地震発生時の家庭での室内安全対策として、家具の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。 ・災害時に支障のないように、公園等一時避難場所の維持管理に努める。 ・内水ハザードマップの作成、更新を行う。 ・雨水による浸水箇所の対策を進めるとともに、必要に応じて調整池を整備する。 ・被災した村民の固定資産の資産価値の大幅な減少が見込まれる事案への減免措置に関する法的整備を進める。 ・被災した村民に対する住民税の減免に関する法的整備を進める。 ・観光客が速やかに避難できるよう多言語による避難案内板の整備を進める。また、防災マップの多言語化も図る。 ・自主防災組織を主体とした避難訓練を実施する。 ・緊急メール、防災メールの活用により速やかな避難を伝える。 ・要介護者、要支援者への緊急通報システムの維持管理に努める。 ・職員に特殊無線従事者講習を受講させるとともに、村の保有する通信設備の維持管理に努める。 ・雨量計、震度計の設置を進めることで早期の情報収集力を高める。 			

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地及び避難所における疫病・感染症等の大規模発生
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設へのAED設置を進める。 ・非常食及び飲料水の備蓄を進める。 ・コンテナ水耕施設及び園芸施設より食料、飲料水の供給が図れるように整備を進める。 ・食料の供給に関して、災害時の学校給食調理場の活用について検討する。 ・自主防災組織の資機材の充実や研修・合同訓練における体制を強化する。 ・建設会社との災害時協力協定の締結に努める。 ・ヘリ緊急離着所整備について県と調整を図る。 			

- ・避難所となる公共施設や学校施設の耐震化、長寿命化及び維持管理に努める。また、建替えの必要な施設については建替えを進める。
- ・避難した住民や観光客への情報提供手段としてWi-Fiの設置を進める。
- ・災害時要援護者支援システムの維持管理に努める。
- ・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ、消毒薬剤等の整備に努める。
- ・避難所において疫病が発生しないように、日頃から予防接種受診の啓蒙を進める。
- ・各避難所の運営委員会を平時より立ち上げておく。
- ・大規模医療施設と避難拠点を結ぶ歩道橋の整備を進める。
- ・観光客の避難や被災対応についても、観光協会等と連携を進める。
- ・避難所において重傷者への対応について検討する。
- ・医療救護班等の派遣や医薬品等の補給などの要請方法について研修会等に参加し検討する。
- ・遺体等への対応について検討する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
3	大規模自然災害発生直後から必要	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	不可欠な行政機能は確保する	3-2	村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置を進める。 ・役場庁舎の耐震建替えを進める。 ・災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップを行う。 ・応急復旧に備えて資機材の備蓄を行う。 ・訓練を通じ、地域の防災リーダーを育成する。 ・他自治体との相互応援協定の締結に努める。 ・消防団との連携と復旧用資機材の確保や研修・訓練による体制を強化する。 			

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
4	大規模自然災害発生直後から必要	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	不可欠な情報通信機能は確保する	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線及び防災情報システムの整備を進める。防災カメラの維持管理に努める。 ・小型発電機を整備し適正に管理する。 ・バイオガス・マブ発電により医療施設や避難施設への電気・熱エネルギーの供給が可能となる整備を進める。 ・衛星電話を主要施設に配置する。 ・太陽光発電システムを有する公民館の活用について検討する。 ・スタジオリキタナカによる災害情報発信について検討する。 			

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
5	大規模自然災害発生後であつても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
<ul style="list-style-type: none"> ・住民及び企業に非常食料備蓄の啓発を図る。 ・企業との防災協定締結に努める。 ・ライカム地区公園内の井戸を防災時に利用できるように検討する。 			
事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
6	大規模自然災害発生後であつても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給の途絶
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
<ul style="list-style-type: none"> ・民間との燃料供給協定締結に努める。 ・インフラ関係企業に災害時業務継続計画の作成を促す。 ・LNGを含めたエネルギーの多様化を進める。 ・道路を含む構造物の耐震化及び老朽化対策を進めるとともに、維持管理にも努める。また、防災の観点より無電柱化を進める。 ・上下水道施設の整備及び維持管理に努める。また、災害時に備えて給水車の配備に努める。 ・雨水排水路の整備及び維持管理に努める。 ・災害時に備えて土木補修用工事資機材を確保する。 			

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
<ul style="list-style-type: none"> ・組織において防護服等の配備を進める。 ・農道及び灌漑施設の維持管理に努める。 ・森林整備、保全することで、森林の機能維持及び向上に努める。 ・鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。 ・風評被害が拡散しないように正確な情報発信体制を構築する。 			

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
------------	--	---------------	--

8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・すみやかな復旧の資料として、地図情報システムの管理に努める。
- ・被災後の地域の健全化確保の為、平時より犬の登録管理、野犬の捕獲、狂犬病注射を行っておく。また、必要に応じて家畜疾病対策指導を行う。
- ・迅速な復旧に備えて災害ボランティア用の資機材を備蓄する。
- ・災害廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の仮置き場の確保に努める。また、復旧のための土取り場、土捨て場についても検討する。
- ・公営墓地の整備を進め、管理が不十分な墓地を削減させる。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策分野											脆弱性評価の結果及び課題
		総務課	企画振興課	税務課	住民生活課	福祉課	健康保険課	農林水産課	建設課	上下水道課	教育総務課	生涯学習課	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1 市街地での建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊無線従事者講習の受講 ・通信設備の維持管理 ・防災マップの多言語化 ・防災メール ・雨量・震度計の設置 ・家具等の転落、転倒防止推進 ・各自治会・各団体との避難訓練実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語観光及び避難所案内板の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災村民に対する固定資産税及び住民税の減免措置に関する法的整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域消毒等の要望への対応体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置箇所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林区域における適正な保全、維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等一時避難場所の整備及び維持管理 ・ヘリ緊急離発着所及び周辺施設整備 ・建設会社との協定 ・主要村道の維持管理 ・村道沿いの定期点検、修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水による浸水対策 ・内水ハザードマップ作成、更新 ・調整池整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設ブロック塀撤去 ・緊急メール ・定期的な防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設維持管理、耐震化 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策が弱い ・被災者への税軽減措置の対応遅れ
	2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生												
	3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水												
	4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態												
	5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生												
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設AED設置 ・非常食、飲料水、防災消耗品の備蓄 ・自主防災組織育成 ・避難所に簡易トイレの整備 ・合同防災訓練 ・避難所運営委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報インフラ整備(Wi-Fi) ・観光客の避難被災対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援システム維持管理 ・避難施設維持管理、耐震化 ・消毒薬剤の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種 ・母子検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・害虫対策 ・家畜疫病対策指導、対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難拠点を結ぶ歩道橋の整備 ・ヘリ緊急離発着所及び周辺施設整備 ・建設会社との協定 ・主要村道の維持管理 ・村道沿いの定期点検、修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水設備等の確保及び配備 ・避難所等における汚水処理への対応対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設長寿命化計画策定 ・避難施設維持管理、耐震化 ・学校給食調理場の活用 ・学校施設建替え、耐震化、長寿命化改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設維持管理、耐震化 ・中央公民館建替え 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用品の備蓄不足 		
	2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生												
	3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足												
	4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足												
	5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺												
	6 被災地及び避難所における疫病・感染症等の大規模発生												
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎耐震建替え ・データのバックアップ ・地域の防災リーダー育成 ・他自治体との相互応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタジオリキタナカの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に非常食料備蓄の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライカム地区の公園の井戸施設防災活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧体制、連絡網の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防出張所整備 ・消防本庁舎耐震建替え ・消防団 ・消防設備の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・治安悪化への対応不足 					
	2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下												
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線及び防災情報システムの整備、カメラ維持管理 ・小型発電機の整備 ・衛星電話の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との協定 ・住民への非常食料備蓄の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電公民館の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済活動低下への支援不足 								
	2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態												
5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との協定 ・住民への非常食料備蓄の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に非常食料備蓄の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライカム地区の公園の井戸施設防災活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災トイレや生活用水確保不足 								
	2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止												
	3 食料等の安定供給の停滞												
6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料供給協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路維持管理、灌漑施設維持管理 ・補修工事資機材及び保管場所の確保 ・構造物の耐震及び老朽化対策 ・雨水排水路整備、維持管理 ・主要道路無電柱化推進 ・LNG推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道設備及び配水の維持管理 ・下水道設備の普及、維持管理 ・給水応急復旧用資機材の確保及び配備計画 ・避難所等における汚水処理対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護服等の配備 								
	2 上下水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶												
	3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止												
	4 地域交通ネットワークが分断する事態												
7 制御不能な二次災害を発生させない	1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害が拡散しないよう正確な情報発信体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・農道維持管理、灌漑施設維持管理 ・森林保全 ・鳥獣害対策 ・農薬等の保管情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法開発を抑制する為、県と情報を共有するともに定期的な村内パトロールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水応急復旧用資機材の確保及び配備計画 ・避難所等における汚水処理対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質への対策不足 							
	3 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生												
	4 有害物質の大規模拡散・流出												
	5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大												
	6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響												
	2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態												
8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・地図情報システムの管理 ・災害ボランティア受入体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・野犬捕獲 ・犬の登録管理 ・狂犬病注射 ・公営墓地整備 ・災害廃棄物処理計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア用資機材整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・土取場、土捨場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物仮置場不足 							
	2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態												
	3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態												
	4 基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態												

北中城村各課の主な取組施策(強靱化計画関連)

課名	防災に関する主な事業・施策	将来的な計画
総務課	1 特殊無線従事者講習の受講	
	2 公共施設AED設置	
	3 通信設備の維持管理	防災計画等の定期的更新
	4 地図情報システムの管理	
	5 防災消耗品の備蓄	
	6 非常食料の備蓄	
	7 防災行政無線及び防災情報システムの整備、カメラ維持管理	
	8 防災マップの多言語化	
	9 防災メール	
	10 雨量・震度計の設置	
	11 自主防災組織育成	
	12 役場庁舎耐震建て替え	
	13 避難施設維持管理	
	14 消防団活動との連携	
	15 災害廃棄物処理計画策定(総務・住民生活課)	
	16 避難施設維持管理	
企画振興課	1 観光情報インフラ整備(Wi-Fi)	
	2 多言語観光及び避難所案内板の整備	
	3 観光客の避難被災対応	
税務課	1 被災による固定資産税、住民税の減免に関する法的整備	
住民生活課	1 野犬捕獲	
	2 犬の登録管理	
	3 狂犬病注射	
	4 公営墓地整備、運営	
	5 災害廃棄物処理計画策定(総務・住民生活課)	
福祉課	1 災害ボランティア用資機材準備及び整備	
	2 避難行動要支援者等緊急通報システム維持管理	
	3 災害時避難行動要支援者支援システム維持管理	
	4 避難施設及び備品等維持管理・耐震化	
健康保険課	1 予防接種実施・管理	
	2 各検診等実施・管理	
	3 母子保健に関する周知実施	
農林水産課	1 農道維持管理、灌漑施設整備・維持	施設長寿命化計画更新
	2 森林保全・害虫駆除	
	3 家畜疫病対策指導・対応	
	4 農業振興区域適正利用推進(耕作放棄地削減)	
	5 ハイオガス・マス発電事業の展開	
	6 コンテナ式水耕栽培施設の展開	
建設課	1 道路及び施設の維持管理	道路整備計画策定 イオン-徳洲会歩道橋
	2 補修用工事資機材の確保	資材置場確保、整備
	3 建造物の耐震及び老朽化対策	施設長寿命化計画更新
	4 雨水排水路整備・維持	
	5 都市公園等一時避難場所の維持管理	公園管理計画策定、 へり緊急離発着場整備
	6 主要村道無電柱化推進	
	7 LNG推進	
	8 災害復旧	資格者育成
上下水道課	1 上水道設備及び配水の維持管理	施設長寿命化計画更新
	2 下水道設備の普及・維持管理	施設長寿命化計画更新
	3 雨水による浸水対策	調整池整備
	4 内水ハザードマップ作成・更新	

教育総務課	1	学校施設長寿命化計画策定	スクールゾーン設定・整備
	2	避難施設維持管理・耐震化	学校施設建替
	3	通学路既設危険ブロック塀撤去	通学路定期点検
	4	緊急メール等情報網構築	
	5	学校における防災教育の推進	防災訓練強化
生涯学習課	1	避難施設維持管理・耐震化	中央公民館建替
	2	各自治会公民館の維持修繕補助	自治会公民館

【参考資料2】 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊及び火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地および避難所における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常漏水等により用水の供給の途絶
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(別表)国土強靱化地域計画(個別事業一覧)

番号	事業名	担当課	箇所	数量	事業概要	期間	総事業費	実施主体	5か年 対策関係	現況(2022) の状況	5年後 (2026)の状 況	補助金交 付金名
1	村道喜舎場萩道線	建設課	安谷屋 地内	23m	歩道設置	2022～ 2023	20百万円	村		0%	100%	社会資本整備 総合交付金
2	村道仲順ライカム線	建設課	仲順地内	308m	舗装修繕	2022～ 2023	61百万円	村		0%	100%	社会資本整備 総合交付金
3	村道北中城高校127号線	建設課	渡口地内	110m	災害防除	2022～ 2024	254百万円	村		0%	100%	社会資本整備 総合交付金
4	村道萩道登又線	建設課	萩道地内	70m	災害防除	2023～ 2024	79百万円	村		0%	100%	社会資本整備 総合交付金
5	村道熱田渡口線 (熱田渡口橋)	建設課	和仁屋 地内	2m	橋梁更新	2022～ 2023	36百万円	村		0%	100%	道路メンテナンス 事業費補助
6	村道喜舎場萩道線 (喜舎場仲順橋)	建設課	喜舎場 地内	2m	橋梁更新	2023～ 2024	38百万円	村		0%	100%	道路メンテナンス 事業費補助
7	村道島袋プラザ線 (島袋プラザ橋)	建設課	島袋地内	4m	橋梁補修	2023～ 2024	24百万円	村		0%	100%	道路メンテナンス 事業費補助
8	沖縄地域の防災・暮らしの安心に資 する下水道整備(防災・安全)(重点 計画)	上下水道課	島袋地内		下水道 整備	2020～ 2024	633百万円	村		16%	100%	防災・安全社 会資本整備交 付金
9	村道仲順屋宜原線	建設課	屋宜原 地内	700m	道路改良	2024～ 2029	541百万円	村		0%	52%	沖縄振興公共 投資交付金
10												
11												
12												
13												

※ただし事業費は、予定額となります。